

鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第4号）新旧対照表 第5条関係

改正後			改正前		
<p>○鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成7年3月29日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p>			<p>○鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成7年3月29日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p>		
区分		金額	区分		金額
個人	小学生、中学生、 高校生	無料	個人	小学生、中学生、 高校生	無料
	一般	1人1回につき <u>260円</u>		一般	1人1回につき <u>250円</u>
	障害者等	無料		障害者等	無料
団体（20人以上 のものに限る）	小学生、中学生、 高校生	無料	団体（20人以上 のものに限る）	小学生、中学生、 高校生	無料
	一般	1人1回につき 200円		一般	1人1回につき 200円
	障害者等	無料		障害者等	無料
備考			備考		
<p>「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者</p>			<p>「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者</p>		